

社会福祉法人東翔会

処遇改善加算の支給について

<特別養護老人ホーム 西水元ナーシングホーム>

I 支給対象者

「従来型の処遇改善加算」及び「特定処遇改善加算」とともに、全額介護職に配分し、「介護職員等ベースアップ等支援加算」については介護職及び介護支援専門員、管理栄養士、機能訓練指導員、看護職員に配分します。

II 「従来型の処遇改善加算」の配分ルール及び配分額

1 給料日配分

- ①常勤職員 月14, 500円～16, 000円支給
- ②非常勤職員 1時間あたり90円～100円支給

2 ボーナス時配分（下記①②の支給額は年間支給額）

1年間の勤務時間数実績の案分比例により支給

- ①週40時間以上勤務職員の平均支給額(令和5年度実績)
 - ・333, 422円～508, 402円
 - ・平均 391, 385円

- ②週40時間未満勤務職員の支給額（令和5年度実績）

- 週12時間勤務111, 989円 から
- 週38時間勤務326, 684円

3 その他、役職者、功労者、資格取得助成等、介護サービス向上に繋がる事由による給付

ボーナス時に合わせて、原則として年2回1万円から8万円程度支給

Ⅲ 「特定処遇改善加算」の配分ルール及び配分額

1 支給時期

ボーナス時に、介護職員に全額配分する。(6月と12月)

2 配分ルール

(1) Aグループ

① 国で示された定義例

A：経験・技能のある介護職員
(定義する際のルール)
①勤続10年以上の介護福祉士を基本
②介護福祉士の資格は必要
③勤続年数は、他の法人や医療機関等での経験等も通算可能
④事業所の能力評価や等級システムを活用するなど、10年以上の勤続年数がなくても業務や技能等を勘案し対象とできる。



② 東翔会 西水元ナーシングホームでの定義

A：経験・技能のある介護職員
(定義)
○下記①～⑤の項目で、①は必ず該当すること。①を含め1つ以上該当する介護職員を「A経験・技能のある介護職員」と位置付ける。なお、常勤・非常勤を問わない。
①社会福祉法人東翔会において、7年以上の介護福祉士の経験がある。
②係長、主任又、副主任など役職者である。
③アセッサー資格がある。
④レベル認定を受けている。
⑤認定特定行為業務従事者資格者(喀痰吸引・経管栄養)である。
○配分基準
・配分額(令和5年度実績) 年額 3,102,240円
・上記、①から⑤までの各項目の該当を1項目、2項目、3項目以上に区分し、配分額を1対2対3に配分する。
・1該当あたり64,630円

③ Aグループ介護職員支給額(令和5年度実績)

129,260円(2項目) ～ 387,780円(6項目)

(2) Bループ

① 国で示された定義例

B	その他の介護職員
(定義する際のルール)	
「A：経験・技能のある介護職員」以外の介護職員	



② 東翔会 西水元ナーシングホームでの定義

B	その他の介護職員
(定義する際のルール)	
○次の2項目に該当する介護職員を「Bその他の介護職員」と位置付ける。なお、常勤・非常勤を問わない。	
①「A：経験・技能のある介護職員」以外の介護職員であること。	
②支給対象基準は、6月末支給分については当該年度の支給基準日である6月1日に社会福祉法人東翔会において1年以上の介護職の経験があること。また、12月末支給分については当該年度の支給基準日である12月1日に社会福祉法人東翔会において1年以上の介護職の経験があることとする。	
○配分ルールは次のとおりである。	
①職種による加算	
・介護福祉士 4ポイント	
・実務者研修・ヘルパー2級・初任者研修 3ポイント	
・生活介護職員 2ポイント	
・無資格者 1ポイント	
②勤務年数加算	
・5年以上 3ポイント	
・3年以上～5年未満 2ポイント	
・1年以上～3年未満 1ポイント	
○配分基準	
・配分額(令和5年度実績) 年額 1,582,930円	
・1ポイントあたりの単価 8,215円	
・配分額は、各職員のポイント持ち分に、1ポイントあたりの単価を乗じた額とする。	

③Bグループ介護職員予定額(令和5年度実績)

65,720円(8ポイント)～115,010円(14ポイント)

(3) 介護職以外に支給することとなるCグループはもうけない。

IV 「介護職員等ベースアップ等支援加算」の配分ルール及び配分額

1 支給時期

給料日に次の職員に配分する。

- ①介護職員
- ②介護支援専門員
- ③管理栄養士
- ④機能訓練指導員
- ⑤看護職員

2 配分ルール

当該月に支給される介護職員等ベースアップ等支援加算額を配分対象職員の総勤務時間数で除した 1 時間当たりの金額を算出する。この 1 時間当たりの金額を各職員の当該月の勤務時間数に乗じた額を手当とし配分する。

ただし、前項①介護職員以外の②介護支援専門員、③管理栄養士、④機能訓練指導員、⑤看護職員の 1 時間当たりの金額は、①介護職員の 2 分の 1 とする。

①介護職員

月額 3,360円 ～ 11,246円

② ～ ⑤の職員

月額 2,240円 ～ 5,224円